

「倭国」から「日本国」へ最初の論点

黒澤 正延

一、はじめに

六六三年の「白村江の戦い」の敗戦が、その後の日本の歴史にどのような影響を及ぼしたのか。様々な角度から検討が為される必要があることは当然のことです。本日はその中でも、キーマンともなるべき三人を中心に、変革の歴史を私なりに述べてみたいと思います。

二、三つの論点

- ①「筑紫君薩野馬」は「倭王又は都督」として帰還したのか
- ②「齐明天皇の崩御」と「九州王朝の滅亡」
- ③「日本国」は何時成立したのか

附：「持統天皇」の破格の報償の持つ意味（これについては時間があれば）

三、「筑紫君薩野馬」は「倭王又は都督」として帰還したのか

（一）他説と自説

- ①「倭王」説：古田武彦氏
- ②「都督」説：正木裕氏等

結論から申し上げますと、私は前説のいずれとも異なり、「捕虜のまま帰還し実権を失い、その後国内幽閉の身となった」との見解です。

（二）「捕虜帰還説」（私見）の根拠

ア、「薩馬野」帰還に関する天智十年十一月の条の記述内容。そこに郭務悰一行は直接九州に上陸せず、一坦対馬に止どまるとされる。

イ、持統四年十月の条の記述内容。大伴部博麻の帰国に際して、持統天皇からの労いの言葉と異例の褒美を賜った。

ウ、この他にも、天智三年五月の条に「郭務悰が表函と献物を進り」、同十月「郭務悰等に饗賜ふ」、同十二月「郭務悰等罷り帰りぬ」などの記述は、敗戦国である。これは表函を突っ返す形をとりながら、実態は、それが「郭務悰」を十分に満足させる行為であった。

エ、これらの行為を通観すると、「薩野馬」は唐に臣従するどころか、「徹底抗戦」の意思を持って、即ち「捕虜」のまま帰還した、と見るべきものと考えます。

(三) 敗戦の責任は誰が負ったのか

ア、唐に臣従することなく捕虜のまま帰還した「筑紫君薩野馬」が一身に背負ったものと考えます。

イ、即ち、飽くまで徹底抗戦を主張した「筑紫君薩野馬」を「倭国」内に捕虜のまま連れ戻した唐の「郭務悰」は、万座の中で列島内の支配権を、親唐派として参戦しなかった近畿天皇家の「中大兄皇子」に譲渡させたものと考えます。

ウ、その後、用済みとなった「筑紫君薩野馬」は、残存する反唐勢力の再結集を招くことのないよう、「国内幽閉の身」となったものと考えます。

エ、このことは、①この時以降「薩野馬」に関する一切の史・資料にその名をみないことと、②「中大兄皇子」によって開かれた「近江朝」が、唐による処罰的な制裁・圧力を受けずに国内統治を行って行ったことによって、裏付けられるものと考えます。

オ、では、「斉明天皇」と「白村江の戦い」との関わり、乃至は責任をどう考えるべきなのでしょう。

四、「斉明天皇の崩御」と「九州王朝の滅亡」

(一) ご案内のとおり、「斉明天皇」は六六一年に「崩御」したと「日本書紀」は明確に記しています。

しかし、「書紀」をよく読んでみますと、更に不思議な記事にぶつかります。それは、天武八年（六七八）三月の条にあります。そこでは、「天武天皇」自らが直接越智に幸して、後岡本宮天皇陵を拝みたてまつった、と記しています。更に、同年九月には、新羅・高麗・耽羅に遣わしていた使者が急遽次々と帰国し、拝朝（みかどをおがみ）す、としています。と同時に新羅・高麗からの使者も送られてきます。

これらの記事からは、次のような疑問が生じます。

①そもそも「書紀」は、天智六年の条で「斉明天皇と間人皇女」を「小市岡上陵」に合葬した、と記していたはずである。にもかかわらず、越智国に「後岡本天皇陵」があり、「天武天皇」が自らその陵を拝しに行ったとはどういうことなのか。

②六六一年の崩御からみて、十七年後に陵を拝した、とはどういうことなのか。

③なぜ、他国に派遣されていた使者たちが、揃いもそろって急に帰国し、朝廷を拝したのか。

④同時に、やや遅れて新羅や高麗からの使者が朝廷に遣わされてきたのは何故か

⑤これこそが、伊豫国における「斉明天皇」の「現実の崩御」を意味しているのではないか。

(二)「六六一年崩御」と「六七八年崩御」の記事の意味すること

「六六一年崩御」は「生きたままの政治的・外交的崩御」を意味し、「六七八年崩御」は「現実の肉体的崩御」を記したものと考えます。

(三) 敗戦後の「斉明天皇」への国内的処遇と戦後処理

①最も恐れたのが、唐による「斉明天皇」への「戦争責任の追及」

②具体的には、唐による女性天皇に対する「緊縛・捕囚」

③これを回避するために採られた方策

ア、「斉明天皇」を「伊豫国」へ逃避させた上での隠匿→「開戦に関わり
のない六六一年崩御とする政治的・外交的方針の決定」

イ、敗戦交渉を行う人物の選定→「他王朝とはいえ、親唐の立場から参
戦しなかった中大兄皇子を選任」→「六六一年斉明崩御後、日本側
の政治全般を司ったとして『称制』なる概念を持ち込んだ」

(四)「六七八年斉明崩御」のもたらしたもの

形骸化した「九州王朝」は、後継者不在のまま、実際の「斉明天皇崩御」
により消滅したものと考えられます。

五、「日本国」は何時成立したのか

(一)「続日本紀」(以下「続紀」という)文武天皇の大宝元年三月二十一日に「新
しく元号をたてて、大宝元年とした」との記述があります。

新元号をたてたことから、「新王朝」の成立を想定し、この時「新国家」が誕
生した。それが「日本国」である、というのが、「七〇一年日本国成立」論の主
張であり、これが通説的見解となっているようです。

(二)しかし、一見正しく思える通説的見解には次のような疑問があります。

①「続紀」は、新元号の制定のみを記述しながら、何故「日本国成立」とい
う最も根本的なことを直截に明記しなかったのだろうか。

②「新元号の制定」は「新国家成立」と同時期、とみることに飛躍はないの
だろうか。

③確かに「続紀」文武四年十一月・十二月の条には「大倭国」の表記が出て

いる。これによって、「新元号制定」以前は「大倭国」、以後は「日本国」と解する見解もあります。しかし、これによっても「新元号制定」と「国名変更時期」を直截に決定づける論拠にはなり得ないこと、②と同様であります。

④「日本書紀」(以下「書紀」という)は、「日本」の文字を「ヤマト」と訓じろと指示しているが、「続紀」には特にそうした指示はない。それは、「日本=ヤマト」の訓みは、「書紀」に記述された最後の「持統天皇」以前において既に決められていたのではないかと、との疑問さえ招きます。

⑤そもそも六六一年の「政治的・外交的に斉明崩御」があり、六七八年には「事実上の斉明崩御」があり、それによって形骸化した「九州王朝は消滅」したものと述べてきました。それに伴い日本列島の新たな宗主国となった「近畿天皇家」の「近江朝」や「天武・持統・文武朝」は、いかなる「国名」を名乗っていたのでしょうか。

六、「国名」変遷に関する史料

「近江朝」以降の「国名」を記すと思われる史料に、次のようなものがあります。

①「三国史記」新羅本紀(一一四五年成立)

文武王一〇年(六七〇)十二月、倭国が「日本」に国号を改めた。

②「善隣国宝記」(一四六六年成立)

天智十年(六七一)書曰「大唐帝 敬問 日本国天皇」

天武元年(六七二)客 上書函題曰「大唐皇帝 敬問 倭王書」

③「異国牒状記」(一三五〇成立)

天智十年(六七一)書に曰く「大唐皇帝 敬問 日本国天皇」

天武元年(六七二)二月唐牒状の箱の上に 題云「大唐皇帝 敬いて和王に問」と書く

④「新唐書」東夷伝(一〇六〇成立) 咸亨元年(六七〇)「倭の名を悪み、更めて日本と号す」

⑤「続紀」慶雲元年(七〇四)遣唐使「粟田朝臣真人と唐人の問答」

『粟田真人は「日本国」の使い』との記述

七、右記史料の通観した時の問題

これらの史料から読み解けることは、次のようなことと考えます。

第一、六七〇年「近江朝」において「国号」が「日本」に改められた。

第二、六七二年「天武朝」においては「倭(和)王」の表記から「倭国」であった。

第三、七〇二年の遣唐使の際には「日本国」であった。

この「国号」の変遷を見る時、更に問題があります。それは、「表記と訓み」の異同に関する問題です。「書紀」は「日本」を「ヤマトと訓め」と指示していることから、六七〇年の「日本」も、七〇二年の「日本」も、いずれも「ヤマト」と訓ずるのか。

六七二年の「倭国」も「ヤマト」と訓ずるのか、といった問題です。

八、「ヤマト」についての富谷至氏の見解

京都大学名誉教授（中国古代・中世の政治・制度の研究者）富谷至氏は、その著書「漢倭奴国王から日本国天皇へ」（平成三十年、臨川書店発行）で、「万葉集」巻一の「山上憶良」と巻三の「高市黒人」の歌を引用比較しつつ、次のように述べています。

八世紀では「ヤマト」には国名としての呼称と、都大和の呼称の二通りが存在し、それは「日本」とも「倭」「大倭」とも漢字表記されたことは、確かである。そして、「倭」「大倭」は、国内では八世紀にはいっても、そのまま「ヤマト」の漢字表記として使われていた（一八九～一九一頁）。

氏の指摘において重要な点は、①国号の変更は「倭」から「日本」への漢字表記であって、その訓みはいずれも「ヤマト」で変わりがないこと、②「ヤマト」には国名としての呼称と都大和の呼称の二通りが存在したこと、③それは「日本」とも「倭」「大倭」とも漢字表記されたこと、の三点にあると思われる。

卓見であると考えます。

九、天武朝における「倭国」

富谷氏の指摘のとおり、六七二年の天武朝の国号変更は「倭国」と表記しつつ、「ヤマト」と訓じ、それは「国名」のほか「都大和」の意味でも用いられたものと考えます。

そもそも、「白村江の戦い」以前、宗主国たる「九州王朝」は自国の直接支配エリアは「筑紫国」であったが、その際附庸国の一つであった「近畿天皇家」のエリアにも別途国名があり、それが表記はどのようなようであったかは別として、「ヤマト国」と考えられるからです。その地域に住む人達にとっては、昔から自分たちの国は「ヤマト」でした。

それが、「白村江の戦い」の敗戦後、「近江朝」に政権が移り、かつての「九州王朝」のエリア、すなわち「筑紫国」のエリアも「近畿天皇家」の支配エリアとなり、「ヤマト」のエリアは拡大した。それが、「ヤマト」の二重の呼称の

要因となったものと考えます。

十、「倭国」(ヤマト)から「日本」(ヤマト)への表記の変更は何時か

(一)天武期の「倭国」(ヤマト)が、七〇一年の時点で「日本」(ヤマト)に表記が変わっていたであろうことは「続記」の記述からも窺えます。

これについて、富谷氏は次のように言う。

『六七八年段階では、いまだ「日本」という国名は存在していなかったといわねばならない。その二十年後、七〇二年の遣唐使がはっきりと国名としての「日本」を宣言する。ということは、国名「日本」の成立は、白村江以後、さらにいえば壬申の乱(六七二)以後、つまり天武朝あたりと考えられる』(前書二〇一頁)。

としていますが、明確な時期は示していません。

この時期を求める意味で重要な要素は何なのでしょう。

それは「壬申の乱」に勝利して、日本列島内最大の宗主国の支配者となった「大海人皇子」の「政治政策の基本方針」にあると考えます。

十一、天武の「政治政策の基本方針」

天武が外国にも通用する強力な国家の構築を目指したことは、後の天武の実績からも窺えます。

第一、唐をモデルにした大規模な「都城」の整備

第二、律令国家たるべき「法整備」

第三、支配の正当性を証する「史書」の作成

第四、支配者としての権威ある「称号」

これらはいずれも「多利思北孤」の政治政策を手本としたものと考えられますが、ここではそれ以上には立ち入らないでおきます。

十二、天武を取り巻く「現実的障壁」

「壬申の乱」に勝利したとはいえ、その「政治政策」を実施して行くためには、その取り巻く環境には極めて厳しい現実があったことは言を俟たないところでは。

最大の障害は、「九州王朝」縁りの一派、「近江朝」一派、そこに天武の一派と三系統に属する人々が混在していたことです。これ等を分裂させず、融和させることが政権の安定と強力な国家運営には必要不可欠でした。その上で、自らの「政治政策」を遂行していかねばならなかったのです。

「国名表記変更」はこうした状況の下で行われたものと考えられます。しかし、単純に変更が行われたものではない。混在する三派に大きな不満を生じさ

せない方策が採られたのではないかと思われます。

十三、「国名表記変更」は「天皇位承継」と一体に行われた。

(一)「天武」がもっとも腐心したのは、「九州王朝」縁りの官僚や筑紫の人々に対し、その権威を十分に示すことでした。そのためには「近畿天皇家」の人物が近畿も筑紫も支配し、それが一つの国家であることを承認させることが必要不可欠であったはずです。

それを現実化させるための最大の方策は、「九州王朝」の支配者が称していた「天皇」位を承継し、自ら号することでした。

しかし、先程申し上げましたように、六七二年当時、「斉明天皇」は伊豫において未だ健在であり、天武といえど「天皇」を称することができませんでした。

それが可能となったのは、六七八年の実際の「斉明崩御」があった時点からです。その時「天皇」位は空位となったのです。

(二)、六七八年以降、「天皇」を称するには、それだけでは「九州王朝」縁りの人々から「天皇位篡奪」とのそしりを招きかねない。そこで採られた策が、国名を「九州王朝」縁りの「日本」とする抱合せ策であったのではないか。国名が「日本」であれば、その支配者が「天皇」であって不思議ではない、との理屈です。

ただそれだけでは、今度は「近畿天皇家」の人々が納得しない。そこでその妥協を図るべき採られた策が、国名表記は「日本」であるが、訓み（表音）は「ヤマト」とすることです。

こうした二重性については、天武が六七二年当時「倭国」とした国名に「都大和」との用法も許容していたことから受け入れ易い下地となっていたとも考えられます。

(三)、「天武」と「天皇号」

では、「天武」は何時「天皇号」を称したのか

飛鳥池遺跡から出土した木簡に「天皇」の文字が記されており、他の木簡との照合から、六七〇年代の天武期のものと推定されています。その結果、少なくとも「天武」は「天皇」を号した、との理解が多く見られています。しかし、いかなる理由で、何時の時期に「天皇号」を称したのかについては、確たる見解を示した論者を見ません。

しかし、前述したように、六七八年の実際の「斉明崩御」の後であれば、喪の期間を過ぎて後と考えれば良いのではないかと思われます。従って、六八〇年には「天皇位」の承継と「日本（ヤマト）」という「国名表記の変更」が行わ

れたものと考えます。

(四)、七〇二年遣唐使は、前年(七〇一)の「大宝」という新たな年号の制定をもって、「日本(ヤマト)国」の承認を受けるべく派遣されたものと考えます。

附：「持統天皇」の破格の報償の持つ意味

持統四年十月の条に、唐に捕囚の身となり三〇年ぶりに帰国した大伴部博麻に対し、詔が下されたとの記述がある。その中味たるや一軍丁(兵士)に賜うには、前後に例を見ないほどの破格なものであった。その中で最も目を引くのが、「水田四町賜う。其の水田は曾孫に及至せ。三族の課役を免して、其の功を顕さむ。」との記述です。

(古田氏の言うように、)大義に実がないというならば、単に自らの褒賞授与の権威を示すためだけに、曾孫にまで及ぶような褒美と三世までも課役の免除などというものは一兵士に与えられるものではないでしょう。

また、「封禪の儀」の開催を事前に連絡したことが「唐人の計」を知らせたことであり、それに対する褒美と考えることにも無理があるでしょう。なぜなら、「封禪の儀」の開催は決して機密事項ではなく、逆に唐は周囲の国々に広く参加を呼び掛けていたものですから、これを博麻への褒美の根拠とすることも考えられません。

では、何故持統はこれ程までに破格の褒美をもって、博麻の行為に報いようとしたのでしょうか。これまでに論述したとおり、「降伏・臣従しなければ、薩夜麻を処分し、改めて倭国を攻める」という唐の計(はかりごと)を身を売ってまで本国に知らせたことにあると考えられます。この知らせによって、持統天皇から見れば、大きく六つの効果があらわれたのです。

一に、薩夜麻の助命嘆願ができたこと。

二に、「降伏・臣従」で近畿・九州の両王朝を一つに纏めあげることができたこと。

三に、その結果、対唐との交渉すべき倭国代表に中大兄皇子が就き、称制が両王朝の間で公認されたこと。

四に、唐からの侵攻を現実化させなかったこと。

五に、称制から後に、天智天皇により近江朝が開かれるに至ったこと。

六に、この近江朝から天武天皇を間に挟みながら、一度も都を九州の地に戻すことなく、その直接支配領域を近畿・九州地域としつつ、近畿王朝を主体とした持統朝が成立していったこと。

正に、王朝（国家）の存亡と興隆をかけ、大きな転換点をもたらした「大伴博麻の知らせ」にこそ、持統天皇が破格の褒賞を以て応えていたことの本意が現わされていたのです。

附二：最後に、二〇一九年当セミナーにおいて、中村通敏氏により富谷至氏の前掲著書に対する批判論が講演されていた件について、若干触れさせていただきます。

基本的には、中村氏の見解に異論を述べるべき点は無いものと考えています。

ただそれであっても、「万葉集」の二つの歌を引いて、「ヤマト」に二つの意味があることを指摘されている点については、他に類を見ない卓見であると考えられるものであります。（この点については、中村氏は何等触れておりません。）

また国号についても、天智が「日本」と名乗っていたが、天武によって「倭国（ヤマト）」に改められており、その意味では六七八年当時「未だ日本国は成立していない」との富谷氏の見解を全面否定はできない。との考え方に立ったものであります。

今回の発表に際し、富谷氏の著書を全面的に支持しているものではなく、むしろ極めて限定的ではありますが、私見と一致する見解の部分についてのみ採りあげたものであります。